

平成27年第4回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成27年12月9日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 7 7番 藤田節夫君（P99～P117）

No. 8 4番 鈴木勝久君（P118～P130）

・出席議員（16名）

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 松田隆志君 | 2番 高橋廣志君 | 3番 真船正康君 |
| 4番 鈴木勝久君 | 5番 佐藤厚潮君 | 6番 南館かつえ君 |
| 7番 藤田節夫君 | 8番 金田裕二君 | 9番 秋山和男君 |
| 10番 矢吹利夫君 | 11番 上田秀人君 | 12番 後藤 功君 |
| 13番 佐藤富男君 | 14番 大石雪雄君 | 15番 真船正晃君 |
| 16番 白岩征治君 | | |

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|-------|--------------------|--------|
| 村 長 | 佐藤正博君 | 副 村 長 | 大倉 修君 |
| 教 育 長 | 鈴木且雪君 | 会計管理者兼 会計室長 | 芳賀盛男君 |
| 参事兼 総務課長 | 山崎 昇君 | 参事兼 税務課長 | 金田昭二君 |
| 参事兼 住民生活課長 | 相川 博君 | 参事兼 放射能対策 課長 | 藤田雄二君 |
| 福 祉 課 長 | 中山隆男君 | 健康推進課長 | 長谷川洋之君 |
| 商工観光課長 | 伊藤秀雄君 | 農 政 課 長 | 東宮清章君 |
| 建 設 課 長 | 鈴木宏司君 | 企画財政課長 | 田中茂勝君 |
| 参事兼 上下水道課長 | 池田有次君 | 学校教育課長 | 高野敏正君 |
| 生涯学習課長 | 鈴木茂和君 | 農業委員会 事務局 長 | 近藤伸男君 |

・本会議に出席した事務局職員

| | | | |
|-------------------------|---------|--------------------------|---------|
| 議会事務局長 兼監査委員 主任書記 | 藤 田 哲 夫 | 次 長 兼 議事係長兼 監査委員書記 | 黒 須 賢 博 |
| 庶務係長 | 相川佐江子 | | |

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき90分以内を原則いたします。

それでは、通告第7、7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

◇7番 藤田節夫君

1. マイナンバー制度について
2. 国民健康保険税について
3. 直売所の設置について

○7番（藤田節夫君） おはようございます。7番、日本共産党の藤田です。

通告に従いまして一般質問を行います。

まずはじめに、マイナンバー制度について伺います。

既に村内の各家庭にマイナンバー記載の通知カードが送られてきていますが、多くの村民は制度を詳しく知らず、取り扱いに不安を感じている方や戸惑いをしている方々がたくさんおります。

マイナンバー制度は、全ての国民に12桁の番号をつけ、国が管理をして、税や社会保障の手續などに使用する仕組みです。また、まだ始まっていない制度なのに、さきの国会で改正をされました。それによると、銀行や健診状況などにマイナンバーを結びつけるなど、民間分野へも拡大することが盛り込まれております。これでは、資産も納税状態も健康状態も生活状態も、全てのプライバシーが国家や行政に筒抜けになります。

また、日本年金機構から125万件もの情報流出がありましたが、マイナンバー情報が流出した場合、被害の大きさと深刻さははかり知れないことが予想されております。既に県内でも、マイナンバーによる成り済まし詐欺が発生しております。また、中小業者の方々は、従業員や家族のマイナンバーを集め厳格に管理することが求められていることから、準備や対応が立ちおけている状態です。漏えいすれば罰則があることから、どのように対処すればよいか準備ができないと聞いております。

日本郵政の発表では、全体の11.5%の653万通が11月までに配達ができず、運用が始まる来年1月1日までに受け取れない数は相当数に上ることが報道されております。このことに対して総務省は、デメリットがすぐにすることがないなどと言っておりますが、見通しの甘さが指摘されております。通知カードが簡易書留で送られるため、全国で200万世帯以上に届かない問題も判明しております。

また、マイナンバーの内容を知らない人が多く、情報保護に不安を感じている人も

増え続けております。このような状況の中、既に通知カードが村民に届けられております。村民の方々が疑問に思っていることや制度に関しての問題点などをお聞きしたいと思っております。

はじめに、西郷村の現在までの発行状況と申請状況についてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） 7番藤田議員のご質問のマイナンバー制度についてのマイナンバー通知カードの現在までの村民への郵送状況と申請状況についてお答えいたします。

まず、郵送状況についてでございますが、番号利用法の施行日の平成27年、今年の10月5日現在におきまして、現に住民基本台帳に記録されている方に対しまして、世帯ごとに、西郷村の場合には7,853世帯でございますが、こちらへの配達を終了しております。

12月8日現在、昨日現在でございますが、696通が村へ返送されております。このうち508件につきましては、郵便局での保管期間が1週間のため、保管期間の経過や宛てどころなしが184件でございます。返戻率は8.9%でございます。

その後、3か月間、村のほうで保管されますが、その間に役場の窓口までとりに来ていただくことになっております。その後、3か月が過ぎますと、通知カードは廃棄処分されることとなりますので、その際、発行する際には手数料500円がかかることとなっております。現在の状況は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） カードへの申請状況ですか、それと、1月からカードを交付すると思うんですけども、その件数はわかりませんか。カードへの交付する件数。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

個人番号カードの申請関係かと思いますが、こちらにつきましては、個人番号カードの申請につきましては、通知カードに同封されてきました個人番号カード交付申請書のほうに氏名、住所等を記入をさせていただきまして、顔写真を貼付の上、返信用封筒に入れまして、宛先の地方公共団体情報システム機構へ送付することになります。

その後、役場のほうから平成28年1月以降に交付場所などをお知らせをいたします。個人番号カード交付通知書が申請者の自宅に届くことになっております。交付通知書や通知カードなどの必要書類を持参の上、役場へ本人が来庁することになります。役場の窓口で本人確認、暗証番号の設定などを行った上でカードを受け取る手順となっておりますので、現在、通知カードが届いた方が地方公共団体情報システム機構へ個人番号カード交付の手続を行っていると思われまので、村で具体的な申請件数等については、現段階ではわかっておりません。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 1月から、地方の管理システムのほうから役場のほうへ送られてくるということで理解してよろしいでしょうか。

先ほど、郵便局で1週間ですか、保持して、その後役場に戻ってくると。本人に届かないやつとか連絡がつかないという人、そういった人たちは役場に3か月置いて、全て廃棄処分にしてしまうということによろしいでしょうか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

役場のほうで預かっている保管期限等が過ぎましたものについて、役場のほうに保管されているものにつきましては、一旦、役場のほうから本人のほうに、役場のほうでお預かりをしていますので、とりに来てくださいという、こちらから通知を出す予定になっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 役場のほうから連絡をすると、連絡つけるところはね。ただ、これは電話では当然やらないですよ。今、電話のオレオレ詐欺とか、たくさんはやっていますので、お願いしたいと思います。

それで、個人番号の管理は、役場では誰が責任者でどのように管理するのかお願いします。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

まず、情報セキュリティー関係の保護対策でございますが、先に、こちらのほうにつきましては、先ほどお話ありましたとおり、年金機構の情報流出を受けまして、サイバー攻撃に対応すべく、迷惑メールにフィルターをかけて、職員に届く前にプログラムをテストいたしまして、大丈夫となれば各課へ送信されるシステムのセキュリティーの保護対策を行っているところでございます。

また、おただしの番号カードの安全管理方法につきましては、安全管理措置といたしまして、特定個人情報等の適正な取り扱いに関する法例等、こちらを遵守いたしまして、村の条例に基本方針として定めておりまして、安全管理措置といたしまして、組織的それから人的安全管理措置と、それから物理的・技術的安全管理がでございます。

まず、組織的・人的安全管理措置につきましては、担当者以外がマイナンバーを取り扱うことがないように取り扱い責任者、例えば各課の事務を取り扱う担当課の課長が責任者になり、また、事務取り扱い担当者、各課で、例えば福祉でしたら、児童手当などの申請等において事務取り扱い担当者などを、担当者を明確にして管理をしています。

また、物理的それから技術的な安全管理措置としまして、システム担当者以外が情報にアクセスできないようなシステムになっております。また、鍵付きの棚のほうに保管したり、ほかの人に見られないように適切に保管することとなっております。さらには、シュレッダーなどで、プライバシーに配慮いたしまして書類を廃棄できるよ

うな対策を講じているところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 一度漏れちゃうと、役場だからといって、担当者がかかりますよね、当然、部署が。そういった方がかわるたびに、本当にどこまでこれを信用しているか私もちよっとわからないんですけれども、いずれにしましても、こういった状況で安全管理をしていくということなので、その辺は肝に銘じて、しっかりやっていてもらいたいと思います。

それと、先ほどちょっと通知カードや申請手続として、役場から電話での問い合わせはしないということで確認をしましたがけれども、全国では、新聞等で見るともう既に電話等による被害が出ていることはご存じだと思うんですけれども、役場や税務署などからマイナンバーカードについての問い合わせは一切しないことを、これは防災無線等で広報するべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

おただしのとおり、マイナンバー制度を悪用した成り済まし詐欺事件等が発生していることは承知しておりますので、成り済まし詐欺の防止のために、これまで広報にしごう、それから村のホームページ、それから住民窓口におきまして、さらには行政サービスセンター等におきまして、チラシ等の配布を行い周知を図ってきたところでございます。

おただしのよう、マイナンバーが各世帯へ配達されたことから、さまざまなマイナンバー制度を悪用した不正な勧誘、それから、個人情報聞き出そうとする事案が発生していることを受けまして、警察、それから関係機関におきましても注意を呼びかけているところでございます。

今後不審電話などの成り済まし詐欺が多発することが予想されることから、村といたしましても、警察や関係機関と連携を図りながら、イベントでの広報活動や村独自でチラシを作成して、村内の各戸へ回覧や継続して広報周知を図り、被害防止に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 防災無線を使つては、やったほうがいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

広報関係、それから、そういった防災行政無線を活用した広報活動をしてまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） それで、その辺のことをお願いをいたしまして、通知カードを受け取ることを拒否した人、多分いると思うんですけれども、こういった受け取りを拒

否した村民に対して何か罰則等は、ないとは思いますが、確認しておきたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

いわゆる受け取り拒否の件数でございますが、村におきましては4件ありました。この取り扱いなんです、県等に確認をいたしましたところ、返送されてきている方と同じ扱いになりまして、一定期間、先ほど申しました3か月間村のほうで保管した後、期間が過ぎると、通知カードは廃棄処分されることとなります。今現在そういった状況でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） それと、認知症や高齢者世帯など、本人が通知カードを管理することができない場合は、誰が管理することになるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

保管と申請等があるかと思うんですが、例えば法定代理人を定めたり等、それぞれの事情に応じまして委任をしていただいたりとか、具体的な事例というのはそれぞれケース・バイ・ケースで異なりますので、そういった方については法定代理人、いわゆる代理人制度というものもありますので、そちらのほうで管理もしくは申請関係等の手続を行うようなことになるとかと思えます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 法定代理人いる方はそれでいいと思うんですけども、そうじゃなくて、通知カードをもらってサインはして自分でもらっても、そのままになっていると、どうしていいか扱いがわからないと、そういったのもその人には12桁の番号が当然つくわけで、そういったことにも詐欺行為としてやられるんじゃないかと思うんですよ。そういったところは、役場で確認はできているのか、できていないのか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

具体的にそういった方の数字等は、現段階では把握しておりませんが、そういった状況の方もこれから確認等をしていきまして、対応してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 健康推進課のほうとも連携をとりながら、やっていただきたいなと思えます。

次、DV被害者のように事情があつて住所を移していない人には、どのような処置をとるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

DV等被害者、それから東日本大震災の被災者の方、それからひとり暮らしで長期間医療機関、それから施設等への入院、入所している方が、やむを得ない理由によりまして住民票のある住所地で受け取ることができない方につきましては、居所情報登録申請書というものを住民票のあります住所地の市町村へ今年の8月24日から9月25日までに提出することで、申請いたしました所在地で通知カードを受け取ることができるようになっております。

ただ、期間が過ぎておりますので、この申請の期間ですか、9月25日までの期間が過ぎておりますけれども、申請できなかった方につきましても順次受付をして対応しているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 居所住所変更書ですか、これ私もちょっと調べましたけれども、8月24日から9月15日までで手続は完了してくださいというようなことでしょうかけれども、当然この時点では、まだ誰も中身も知らないし、どうしていいかもわからないし、役場からの連絡もなかったの、手続をそのときしない人が相当いると思うんです。

それで、この後も順次その手続はできるということですがけれども、この通知カード、私のところもそうですけれども、1つの封筒の中に家族全員のマイナンバーカード、12桁の番号が配布されているんですよね。そうすると、もう既に今、継続的に受け付けているといっても、もう間に合わない人は当然出てきますよね。それをもらいに行くわけもいかないし、DVとか、そういった家族の場合は、そういった人については、どういう対応をしたらよろしいのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、一定期間、今年の8月24日から9月25日まで、そういった方についての居所情報登録申請書を受け付けまして、順次、村のほうで受け付けておりますが、その後のについては今のところ、具体的なこれからの進め方というようなものにつきましては、ちょっと県とか国のほうに確認してみないと現段階ではわからない状況でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） わからないということで、県のほうとやっぱり検討して、そういう方に対してはどうしたらいいのか、もう既に番号が発行されちゃって行っているわけなので、じゃその番号を変更しろといっても、なかなか難しいのかなと思いますので、検討しておいてください。

あと、このカードを紛失した場合はどうしたらいいのですか。さらには、なくした場合、紛失した場合は、番号は変更できるのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

個人番号カードを紛失した場合の手続等でございますが、万が一紛失した場合には

当然、第三者による成り済まし等の被害を防ぐために、まず本人から警察署のほうに遺失届、要するに紛失届かと思うんですが、こちらを提出していただくこととなります。その後、村の窓口におきまして紛失届を提出をいたしまして、再発行を希望する場合には、遺失届を提出しました警察署名、それから連絡先、届けの受理番号の記載のあります紛失届を提出いたしましてカードを受け取る手順になっております。

ただ、個人番号カードにつきましては、紛失届の提供とあわせて一時停止ですか、こちらを行うようになりますので、ご本人から地方公共団体情報システム機構、こちらマイナンバー等を管理しているシステム機構のほうに電話を入れていただくことになっております。

また、2点目の紛失した場合の個人番号につきましては、唯一無二の番号でございます。原則として生涯同じ番号を使い続けていただくものでございまして、自由に変更をすることはできないことになっております。ただし、情報が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限り、本人の申請または市町村長の職権によりまして変更できることにはなっております。したがって、紛失時の状況等を考慮しながら判断することになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 紛失したときの警察に届けるということは理解しましたけれども、結局、紛失した場合は、誰かが拾うか何かから盗まれるということが想像できると思うんですけれども、そういった番号、同じ番号ではちょっと危険が伴うんじゃないかと思うんですけれども、状況を見て話を聞いてということですが、私はやっぱりこれ番号を変えないとちょっと不安、次、番号をつくらなくてもつけれないというか、廃棄処分にする、その番号は。その番号を廃棄処分にというか、もうやめちゃうということとは可能なんですか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

これは国等の見解なんですが、紛失した場合でも、要は12桁の番号だけでは、例えば拾った方とか、そういった方が不正に手続をすることは、12桁の番号だけではできないと、それから、個人番号カードの場合も写真が貼付してありますので成り済ましは困難で、しかも写真につきましてはICチップにも記録されているために、紛失したとしても不正に用いられる可能性は低いことから、番号変更は難しいのではないかとございまして、おただしのよう、当然紛失された方の紛失の状況等ですか、例えば家の中で紛失してすぐに見つかったとか、そういう状況であればいいんですが、おただしのよう、いろいろな紛失のケースが発生されると思いますので、その状況を考慮しながら判断することになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 説明聞いてもちょっとわからない部分があるんですけれども、いづれにしても、なくしたりすればその番号を利用して、いくらカードに顔写真が

あったとしても、いろんな方法で詐欺をやる人はやるんで、そういったところがいまいちわからないと。それと、村長が、首長が認められる場合は番号を変更してもいいということなので、その辺のところの情報ももう少し詳しく入れて、今後やっていきたいなと思います。

それでは、次へいきます。

個人カードの申請はあくまでも任意であるため、個人カードがなくても、役場で今までどおり書類などの手続をすることに何の支障もないことを、これも含めて村民に知らせるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

先ほど成り済まし詐欺とか、いろいろ広報周知活動を行っていくというお答えをいたしましたので、その中に今おっしゃられたことも原稿のほうに盛り込んで周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） それでは、通知カードがもう既に届いている時点で、村民の方々からいろんな今説明してほしいとか、私も何人かの方に、カード番号どうするんだなんていうことを聞かれましたけれども、そういった状況、役場にどのような状況というか、来ているのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

具体的に電話によります問い合わせ、それから直接窓口にも、通知カードが届いたんだけれども、どうしたらいいんだろうかという問い合わせ等はございます。それで、その時点で担当のほうから、担当課といたしましても、こちら制度、それからシステムの分野で非常に事務が複雑多岐にわたりますので、そちらのほうを住民の方からの問い合わせに対しまして慎重に、わからないことにつきましては国・県へ問い合わせの上、慎重に対応しているところがございますが、やはり、届いたけれどもこの後どうしたらいいんだろうかという問い合わせ等が一番多いかと思えます。それから、個人番号カードの申請等は、取得は強制なのかという問い合わせ等ですか、あくまで任意になってしまいますので、その辺についてお話をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） この対応は大変だと思うんですね。電話での対応もそうですけども、相当時間がかかるのかなと、その説明にね。そういった意味では、今の体制の職員体制で本当に村民の対応をできるのか、ちょっと疑問に思うところですけども、そういった電話ではなく直接役場に来る村民や事業者の方、中小業者の方なども窓口のほうに相談に来ると思うんですけども、専用窓口というものを設けるべきだと思うんですが、どのように考えていますか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

マイナンバー専用の相談窓口の設置する考えということでございますが、現在は、専用の窓口は設けておりません。通常の窓口業務と並行して行っている状況でございます。今後、予想されます個人番号カード交付に伴います1人当たりの所要時間というものを職場の中で検討いたしまして、これまでの研修等をもとに、仮に1件の個人番号を交付するには、本人確認、それから暗証番号、こちらの手続等を考慮いたしますと、約15分ほどかかるのではないかと想定しております。今後の申請状況等を踏まえまして、通常業務に支障のないように対応してまいりたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 1人に対して相当な時間がかかると、また、これが個人番号交付の時期になると1人15分ぐらいかかると。そうすると、通常業務をやりながら、時間で村民が来るわけじゃないので、一斉に5人、10人と来たら、対応できないんじゃないかと私は思うんですけども、そういったことで、本当にこれミスなく、大変な問題になるので、ミスなく業務をこなすことができるのか心配になるところですけども、そういった点どのように考えていますか。来年1月から交付されると思うんですけども、これは課長が答えるべき問題ではないと思うので、村長のほうからお願いします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 対応の問題で、一気に来る可能性もなきにしもあらずだろうという予想でございます。当然そういった状況も考慮しながら、この対応をしなければならぬということも思っておりますので、もう少し事の推移を見ながら対応したいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 事の推移を見ながらという答弁でしたけれども、もう既にこれ1人に15分、シミュレーションもやったんだと思うんですけども、15分かかるということをわかっているのならば、やはり職員もそれ、いきなり、はいどうぞといって、忙しくなってきたから窓口に戻して対応できるかという、そうもいかないと思うので、今からもうそういった、この期間だけだと思うんです。そんな長い間じゃないと思うので、そういった職員の配置はやっぱりやっていただきたいなと。村民の方に対してもですが、平日に役場に来るわけですから、そんなに何度も来るというわけにもいかない、来たら混んでいるからまた来るというわけにいかない、その辺の体制はしっかりしておいていただきたいなと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

マイナンバーの制度、人員と財源の効率化されると言っておりますが、村ではどのぐらいのメリットがあるのか、また、システム導入にかかる費用や年間のランニングコストの見込みは幾らぐらい見ているのか、伺います。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

マイナンバー制度導入に伴います導入の費用関係、それから維持管理費、ランニングコストについてのおただしかと思いますが、これまでに、このシステム改修等が平成26年度から改修が始まりまして、平成26年、27年度の総経費額としまして約7,327万円、そのうち国、総務省、厚生労働省からの補助額が約4,611万2,000円、それから、一般財源で約2,715万8,000円でございます。今後のランニングコストにつきましても、各種システムの保守管理委託費で年間約290万円ほどの予定と今のところなっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 相当なお金がかかっているということですね。今後のランニングコストについても290万円、年間見通しということなので、こういった金はやっぱり国に要求するべきだと思うんですね。これは国でお金は出さないわけですね。各自治体でこれを一般財源のほうからやっていくということなので、こういったシステムは国の指導のもとやるので、できればやっぱり国にかかった金は要求したほうがいいと思いますけれども、その辺はどう思っておりますか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

このシステムの改修等、もろもろ経費がかなりかさむことも事実でございます。それで今後、国のほうから先ほど申しましたランニングコスト等、それから、これからまだまだ整備しなきゃならないシステム等も出てくるかと思っておりますので、つい最近の国の総務省のほうでは、今月の3日に、以前から地方自治体のサイバー攻撃対策を強化するための補助金を2015年度の補正予算に盛り込む方針等も固めておまして、数百億円程度の規模になると見通して、現在、補助率などの詳細を早急に詰めると、それから、それに伴いまして、情報漏えいを防ぎ、制度を円滑に運用するのが目的でシステム改修費に充てるものでございます。

前から総務省のほうでサイバー攻撃の対策として、自治体間でマイナンバーの個人番号のやりとりが始まります2017年7月までに、インターネット接続のサーバーを都道府県と市区町村で共同管理するように要請をしているところでございますが、これに対して、自治体のほうからは当然財政難で対策費を確保するのが難しいとの声が全国で出ておりますので、当然そういった国からの補助ですか、そういったものにつきましても、関係機関を通しまして要望してまいることになるかと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 補正の中で見ていくということですが、これもいわゆる2017年度から、今お答えがありましたけれども、インターネットに接続すると。マイナポータルというのかな、そういった関係でインターネットへ接続すると、相当サーバーで狙われるというふうなことでの対策費だと思うんですけれども、これは当然のことだと思うんですけれども、私は今後のセキュリティーに関することとか、いろんな問題でやっぱり国に請求していくべきだと思いますので、その辺もよろしくお

願いたします。

マイナポータルと今出てきましたけれども、マイナポータルの意味というか、ちょっと私もわからないんですけども、わかりましたらば教えていただけますか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

マイナポータル、いわゆる情報提供記録の確認という名称でございますが、パソコン等をお持ちの方が自宅のパソコンからさまざまな情報を取得できる個人用のサイトでございます。自分の個人番号と関連して管理されます個人情報につきまして、誰がいつどのような情報を提供したか、自分自身で確認できる仕組みでございます。個人番号カードを持っている方で、カードリーダーを接続したパソコンを利用することで、行政機関からのお知らせ等も受け取れることになっておりまして、将来的にはパソコンだけではなく、スマホ、それからタブレットからのアクセスも可能となる予定というふうに聞いております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） マイナポータル、インターネットのサービスということだと思いますけれども、インターネットのセキュリティーに、前も誰かおっしゃいましたけれども、100%はないということで、一度情報が漏れたら取り返しが見つからないことになるということが言われておりますので、できたら、あわせてこのマイナポータルの危険性も村民に知らせるべきかなと思いますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

マイナンバー制度について、実は全国の中小業者団体連絡会という組織が10月27日、28日に、マイナンバー制度に関して各省庁交渉が行われているんですけども、ここでの交渉の主な回答は、内閣府では扶養控除等申請書、源泉徴収票などの法定資料や雇用保険、健康保険、厚生年金保険などの書類に番号が記載されていなくても書類は受け取りますと。記載されないことで従業員も事業者も不利益はありません。国税庁では、確定申告書などに番号が未記載でも受理し、罰則、不利益はない。さらに厚労省では、労働保険に関して共通番号の提示が拒否され、雇用保険の届け出番号の記載がない場合でも、ハローワークは届け出を従来どおり受理する、そして、罰則や不利益はないことを各省庁で回答をされております。

要するに、役所に出す書類に個人番号が記載されていなくても受け付けることが、公式の席で確認をされております。個人番号を会社で扱わなければ、重い罰則やシステム費用は必要なくなります。要するに中小業者にとってマイナンバーの対策は、今のところですよ、何もしないことが一番よい方法なのかなと私は思います。

先ほどから述べておりますけれども、マイナンバー制度についての詐欺や犯罪の防止について、既に県内でもマイナンバーを聞き出そうとする電話や、息子を名乗る不審電話があったことが新聞に掲載されておりました。また、インターネットでは、マイナンバー占いなどといって番号を盗み取ろうという手口もあったそうです。さらには事業者に対して必要以上のセキュリティー商品売りつける悪質なマイナンバー商法

も出てきております。村として村民に被害が及ばないように、あらゆる場面を想定してマイナンバー詐欺や犯罪を未然に防ぐための手だてを講じるべきと思っておりますが、先ほど来、いろんな方向で村民は知らせていくということなので、よろしく願いしたいと思っております。

このマイナンバー制度については、政府は先進国でマイナンバー制度がない国は日本だけと言っておりますが、実際に共通番号制度がある国はアメリカと韓国だけで、この制度の狙いは国が国民一人一人の情報を一元的に管理するものであり、個人の利便性の向上のための制度ではありません。イギリスでは、制度を導入する前に国民の反対で中止をしております。

また、実際に行われているアメリカや韓国では、情報の漏えいで多数の被害が出ていることも確認されております。個人漏えいの危険性が高く、憲法が保障するプライバシー権を侵害するとして、今月1日に全国の5地裁でマイナンバー違憲訴訟が起こされました。この中で原告の1人は、マイナンバーは行政だけでなく勤務先など民間で収集・保管することになっているので、準備不足のまま運用を開始すれば、セキュリティ対策が不十分で漏えいの発生は必然、中小業者にとっては管理責任だけ押し付けられメリットは何もないと訴えております。

村民の方々には、まだまだナンバー制度がよく理解されていないのが現実です。理解されないまま運用を開始すれば、事件事故が頻発するおそれがあります。担当する職員にも過大な負担がかかります。しばらくの間、先ほども申しましたけれども、職員を増員して対策に当たるべきと思っております。

また、準備が遅れ、周知も行き届かないマイナンバー制度については、来年1月からの運用を延期するように国に要請することを求めまして、この件につきましては終わりたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

次に、国民健康保険税について伺います。

国民保険税の算定式を見直し、資産割の廃止についてお伺いしたいと思います。

このことにつきましては、平成25年の第4回定例会で私は質問をしましてまいりました。そのときの村長の答弁で、ご指摘のように不均衡感が前からあったということはわかっております。いろいろ調べ資料を固めて、関係する委員会とか、いろいろありますので、ご意見を賜って、そして対応してまいりたいと思っておりますという答弁でした。私が質問してから既に2年がたっております。この件について検討をされてきたのでしょうか。まずお伺いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより11時20分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

7番藤田節夫君の一般質問に対する答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） 7番藤田議員の一般質問にお答えします。

平成25年の第4回12月議会の答弁のその後の検討というおただしかと思います。

その後、国民健康保険につきましては、国保の村の諮問機関としまして西郷村国民健康保険運営協議会というものがございます。その中で近年、現在4方式から3方式、または2方式、そういうふうな形に賦課方式を変更している旨のご説明をしてきたところでございます。また、執行部のほうにつきましては、予算ヒアリングの都度、国保の財政状況をご説明しながら協議をしたところでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 審議運営委員会などでお話をしてきたということですが、結論は出ていないということなんでしょうけれども、村では今言われましたけれども、4方式ですね、所得割、資産割、均等割、平等割ということで賦課しております。最近では、県内でも白河市をはじめ多くの自治体で資産割を廃止しているところが増えてきているのが現実です。また、東京やその周辺では、資産割と平等割をなくして2方式で算定しているところも出てきております。

資産割につきましては、所有する不動産の固定資産税の支払い分に基づいて賦課され、固定資産税との二重課税との批判もあります。ましてや資産の所有実態の多くが居住用住宅となっているため、収入のない世帯や年金暮らしの世帯、低所得者層の方々にも賦課されるため、国保税の軽減対策として廃止をしている自治体が増えてきております。先ほど検討してきたというお話ですが、村としてそろそろもう廃止すべきじゃないかなと思いますので、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） 国保税の賦課方式の4方式、その中の固定資産割ということのおただしでございます。

その中で資産割、議員おただしのとおり、いろいろな問題もあるというふうに言われておまして、首都圏、特に地方でも都市部を中心に、資産割をなくすような形に移しているところでございます。資産割につきましても当然国保を運営する中で大事な財源ということで、特に資産割につきましては、所得割とかと違いまして安定的な税金が確保できる、なおかつ収納率が高いというふうな観点から賦課しているところでございます。

議員おただしの見直しということでございますが、先ほどご説明しました国保運営協議会の中でも話しているところでございますが、平成30年より、法律の改正によりまして県への国保の広域化というふうな形が既に法制化されているところでございます。その中でいろいろ県のほうでも協議しているところですが、その中で指針の中でも、資産割をなくして、または極力少なくして、3方式というふうな支援方針を打ち出しておりますので、村としましては、その時期に合わせまして見直しを進めて

いくというふうな考えでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 大きな財源で安定して収納があるということですがけれども、先ほど述べたように、これは本当に低所得者層にとっては国保の払う率が高くなると。当然固定資産税割になりますので、大体の人はお家とか家とか固定資産税がかかるわけでありまして、これをやっぱり廃止をして、所得割なり均等割なりに配分していくということがベターなのかなと私は思っております。

さらに、村のこの資産割にかかる率が25.2%と、ほかの自治体から比べると相当この率が高くなっているんですね。これは課長もご存じだと思うんですが、こういった、平成30年から今、広域に移行するということをお話しされましたけれども、そこまでに一気に、じゃそのときには資産割を廃止して3方式でやるというときに、この資産割の率が高過ぎるので、移行するときに相当の配分が変わって、村民の方々に影響が出てくるのかなと思うんですよ。

そういった意味では、資産割にかかっている25.2%を、これはほかの自治体でもやっていますけれども、半分にするとか、徐々に平成30年度までに慣らしじゃないですけれども、そういった方向で持っていったらいいのかなと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えいたします。

資産割の税率が高いんじゃないかということでございます。

確かに近隣自治体の状況を見ますと、若干上位のほうな固定資産の割合でございます。国保会計、西郷村ばかりじゃなく、他の自治体も財政的にかなり厳しいということで推移しております。その中で資産割の段階的な廃止とか、そういうことで平成30年度の広域化にということでのご質問かと思えます。

確かにそのような方法もあろうかと思いますが、ちょっと今いろいろ検討している中では、段階的に数回変更して、被保険者の方に現在の税金と将来の税金の差が数回に分けて変わって混乱を来すよりは、平成30年度の広域化のときに実質大幅な見直しがかかるかと思うんですが、そのとき1回で、丁寧にご説明しながら制度の改革、国保の健全な運営で税率を定めて示していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 国保の会計は厳しいと、それはどこの自治体も一緒に、滞納者も結構増えているので、厳しいのは承知しておりますけれども、住民の生活も相当厳しくなってきたんですね、そういった意味では。だから、そういった意味では、平成30年の移行時に1回でやりたいと、3方式にしたいということでしょうけれども、私としてはですよ、今の25%だったら10%ぐらいにしてやるべきかなと、事

前に分けてやったほうがいいのかと私は思うんですけども、また、西郷村では資産割を介護給付金にも9.8%、さらに後期高齢者支援金として3%を資産割に賦課しているんですね。そのためにこれほかの自治体に比べると相当、医療分と含めてこの3つのあれを足すと相当な比率になるんですよ、私が調べたところでは。そういった意味では、じゃ医療分の25.2%はこのままにしても、介護給付金分と高齢者支援分ですか、こういったものをまず廃止するというような考えはございませんか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えいたします。

議員おただしの資産割、応能割の中の所得割、資産割の一つです。現在村の税率としましては医療分が25.2%で、後期高齢者医療の支援分、これは原則75歳以上の高齢者が入る医療制度なんです、その分が9.8%、あとは介護保険分の分が3%で、合計で38%というふうな税率になっております。

議員おただしの、せめて後期高齢者医療分と介護分の廃止というふうなおただしかと思うんですが、そういたしますと、応能割の所得割ですよ、所得割も合計、医療分、後期分、介護分を含めまして9.15%なんです、その分の減額された税金について所得割のほうに持っていくというふうな形になろうかと思っておりますので、そうしますと、税率変えて賦課するようになりますので影響が出てくるということで、そういうふうな毎年変えて混乱を招くよりは、先ほど申しましたとおり、平成30年度の改革でやりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今、課長は介護保険に3%、後期高齢者支援に9.8%と言われたと思うんですけども、私が間違っているかどうかわかりませんが、逆じゃないですか、これ。（不規則発言あり）間違いはない、俺が間違っているかな。失礼しました。私のほうが写し間違えておりました。失礼しました。

この資産割を廃止すれば所得割のほうに行くんじゃないかということですけども、これ50・50でやってきたと思うんですけども、今は、だって資産割として資産割を外している自治体がたくさんあるわけですから、別に資産割を所得割にぽっと移さなくたって、減った分を移さなくたって、それは応能割に分けても別に問題はないのかなと。だって、村民はこういったことをわかってないんですもの。50・50で算定しているなんていうことは。私はそう思うんですけども、今のところ課長の答弁だと、このままいくんだと、平成30年の広域化に。何が何でも私がここで粘ってもだめみたいなんですけれども、じゃお聞きしますけれども、この平成30年度のとときに移行するということには、この資産割を廃止するということがよろしいんですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、現在広域化に向けて、県のほうで福島県市町村国民健康保険広域化と支援方針ということで策定して、関係市町村とかをメン

バーに策定しているところがございます。その中での標準的な算定方式ということで、3方式ということでシミュレーションしております。その中で資産割がある自治体については縮小とか廃止とかということで、資産割の廃止を目指すというふうな文言になっておりますが、最終的な決定はその自治体の裁量にももちろん決められておりますので、いろいろなその協議会とか、最終的には当然議会の議決を経なくてはならないんですが、その中で現行どおりの4方式とか、あとは資産割を除いた3方式とか、あとは議員がおっしゃったような2方式とかいうふうな選択肢もございます。どれが一番いいのか、平成30年度に向けて、そういうふうな県の指針とか他の自治体の意向とかを見ながら最終的に決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 先ほど来質問している中で、課長が平成30年度には資産割を廃止していきたいような旨をずっと聞いていたので、そういった考えがあるのかなど。これは、いずれにしても算定方式は村の条例で決めることができますね、広域化になっても。そういった意味では、ぜひ、もう本当は今すぐでも、先ほど言ったように順序的に資産割を廃止していただきたいんですけども、そういったこともあるので、まだなお検討していただいて、平成30年度の広域化には資産割を外した算定方式に変えていただきたいなと思います。

ありがとうございます。

続きまして、直売所の設置についてお伺いたします。

このことにつきましては、昨日も同僚議員から質問が出てきているところです。私も直売所の設置につきましては、これまで何度も質問をしてきました。なかなか実現に至ってはいません。直近では昨年的一般質問でも申しましたが、現在村では農産物や加工場、特産物などの開発に取り組んでいる団体は、若い人たちが中心になって組織されているアグリネットワーク、この若者たちは今年も毎月1回、軽トラ市や出張販売などを中心に、西郷村の農産物をアピールして盛り上げてきました。また、商工会で立ち上げた企業グループ夢プロジェクトチームがアグリネットや学校給食協力会などの協力を得ながら、直売所ぴりりんというんですか、それを立ち上げて、今頑張ってきているところです。

この直売所のぴりりんですけれども、ここには震災で避難をしてきている富岡の奥さんたちの手を借りながら、農産物の開発や販売に当たっているところです。ですが、この直売所のぴりりん、ご存じの方も多と思いますけれども、実は今年度でその場所を地主に返さなくちゃいけないということで、今、次の場所を探している状況と聞いております。こういった多くの方々が西郷村の活性化のために今本当に頑張っているところがございます。

私、前回の昨年の第3回定例会だと思っておりますけれども、そこで一般質問をしたときに、村長はこのように答えております。若手農家がアグリネットワークを形成しました。まことにうれしい限りであります。彼らの意欲たるやすばらしいものでありま

す。期待を込めているところです。そうしますと、恒常的な出荷体制、そういったものが求められております。直売所と同時に販売先の確保といったもの、こういったことを考えていきたいというふうに思っております。さらに、直売所建設のビジョンといったものも出てくるのではないかとこのように思っております。これからはハード、ソフト、両面からいろいろ対応していかなければならないというふうに思っております。最後に村長はこう述べております。私もその件については本当に真剣に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、若い人の方向付けを早く確たるものになるように応援していきたいと思っておりますという答弁をいただいております。

震災からもう少しで、来年の3月で5年になります。若い人たちが中心になり、西郷村を盛り上げていこうと現在頑張っております。また、農家に対してはTPPが決まったわけではないのですが、大筋合意され、今後の日本の農家にいろいろな影響が出てくるのが予想されます。食の安全は、目に見えるものでなければ安心して食べることができないと思っております。多くの村民が参加でき、若者たちが安心して住み続けられる村づくりの一環として、直売所の設置はどうしても必要だと思っております。

昨日も村長のほうから、ぜひ実施していきたいというような答弁が、同僚議員に対して答弁がありましたけれども、私がいっぱい質問したからこういった前向きな答弁をいただいておりますので、今日はぜひそういった方向で、わかっているのであれば、ぜひ村長のほうから直売について、現段階でどんなお考えなのかお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 7番藤田議員の一般質問にお答えいたします。

昨日の後藤議員のときに、計画はあると申し上げたところでございます。これまでのり菜あん、あるいはキョロロン村、議員いろいろかかわられて、ここまで来ました。なかなか問題点明らかであります。ここに来てアグリネットワーク、あるいは今の夢プロ、いろいろな人がそういった意欲とやり方について意見を持っておられます。同時に前から白河農協婦人部、加工施設の要望、みそをつくりたい、いろんなことがある、あるいは川谷にはということで、ポテトまんじゅうとかジェラートをやりたいとかいった意見もございまして。

過日、もう少し先に担い手ということで農業公社設立のための意見を聞くという会議を設けました。その中においてもやっぱり将来展望で何がということをやったときに、いろいろ研修をというか、集まるとか意見を交換するとかと、そういった部分までの話があったりしております。そういったことをずっと考えて、規模あるいは主体あるいは場所、いろいろご意見出てくると思っておりますので、そういったことを考えながら、同時に私は前から防災拠点としての役場といったものができれば、センターが駐車場共通なことだと、外国の例を見れば、マルシェといったものが毎週土日がやっているところがあります。そういったことがいろんなところがありますが、まずは

しかし時期の問題、それから規模の問題、いろいろ段階的にやっていく必要があるだろうと思っておりますので、試験的なリースとか模擬とか、そういったこともいろいろ提案しながら、事はやっぱり運営主体にかかってくると思っておりますので、そういうところも含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） この農業公社を、設立はもうできているんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） これからであります。その構想というか、これまでいろんな日本の全国のやり方あるいは西郷村独自、今、西郷村はWCSのトップであります、福島県。そういったこととか考えて、どういった情報交流、あるいは組み立て、行政ばかりではできないというふうに思いますので、いろいろそういったことを念頭に置きながら、公社というのは一つの名前です。ほかにも日本全国いっぱい株式会社をとる、あるいは財団法人をとる、あるいはといろいろなことがあります。ボランティアも含めた、要するに総がかりといったことでありますので、どこまで近づけるかということもありますが、やっぱりこういった時期に来ているというふうに私は思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 農業公社の設立ということだと、結局今村長が言われたようにWCSですか、そういったことも含めて全体のことだと思うんですけども、私が今求めているのは、農村部直売所と加工場、加工場は無理だとしても最初は、いきなりは無理だとしても、この近辺一番人が集まるところに加工場が必要なのではないかと、前回の1年前の答弁では、先ほども述べましたけれども、村長からこういった意見があるので、そろそろもう時期かなと、村長いろいろ冬の寒さどうするんだみたいなことも昨日出ていましたけれども、そういったことは農業公社だけでなく、直売所設立準備委員会というものを今かかわっている人たちで集まっていたら、その中で農業公社とは別に、別個にこれはもうやるべきかなと。

その中で、これまで村長が心配していることも含めてお話をその中でしていただいて、当然村長の意見も入るとは思うんですけども、そういった中にとりあえず任せて、その中で話し合っ、とりあえず今できることは何だと、村ではこれだけ提供できるよというふうなことを投げかけてやってもらったほうが、よりいいものができるのかなと私は思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご意見承りましたので、委員会の中にもいろいろ話題を提供して、そういった動きが早いと言えれば早いということもありますので、いろいろご意見を伺って対応してまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） もう一つ、野菜づくりというか、そういった意味では、今全国で急速に高齢化していくというふうなことで、野菜づくりとあわせて、高齢者へ介護予

防も含めて野菜をつくってもらって、販売してもらおうと。それで元気を取り戻してもらおうとか、健康になっていただくと、それこそPPKじゃないですけども、そういうところにも相当影響するということが、もう実際に全国でやられているところがたくさんありますので、そういったことも含めて、絶対にこの直売所、販売所は、私はこれからも西郷村を活性化するためには本当に必要なのかなと思いますので、ぜひそういった意味では、胸襟、街気じゃないですけども、昨日もいっぱいいろいろないい意見が出ていますので、ぜひ真剣に早急にこの直売所の設置ができるようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第8、4番鈴木勝久君の一般質問を許します。4番鈴木勝久君。

◇ 4 番 鈴木勝久君

1. 28年度予算編成に向けて

○ 4 番（鈴木勝久君） 4 番鈴木勝久でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

28年度予算編成に向けてでございますが、質問の要旨として、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略が国から出ました。これを踏まえて、西郷村の具体的ビジョンについてお聞きいたしますということでございますが、まず、2014年5月8日、日本創成会議、人口減少問題検討分科会の報告（成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」）、通称、増田レポートが発表されました。これはその後新聞等、まず毎日新聞に896自治体消滅のおそれ、日本経済新聞には自治体の存続、人口減で厳しく、また朝日新聞には過疎地対象5,000か所に集約と、人口減、住民は拠点周辺にといい出し、また、こういう雑誌にも、壊死する地方都市、また、もっとショッキングな中央公論ですけれども、全ての町は救えない、ここに小泉進次郎さんなんか載っておりますけれども、こういうショッキングな出版物も出ておりました。

なぜこれを28年度予算に取り上げましたかといいますと、国の指針がどうもこの増田レポートに沿って、提言にもかかわらず増田レポートに沿って、国の骨太の予算、また、今申しましたまち・ひと・しごと創生立案にも同じような文面で載っているということで、この増田レポートについて取り上げてみました。

まず、この増田レポートなるもの、村長はどのような認識でいらっしゃいますか。ご質問いたします。

○ 議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 4 番鈴木議員の一般質問にお答えします。

どのような認識かと、私もその本を持っております、3冊。みんなで読みました。その中には、福島県は3・11ありましたので抜けていましたね。増田レポートは、もともと増田さんが岩手県の知事で、限界集落あるいは消滅自治体というのは、そのときにつくったらしいですが、やっぱり896が今の女性の子どもを産む年代の先読み、それをしますと、本当にその本に出ていますように、現在の人口がどうなる、全て出ております。

やはり今の現状の日本のこの国の姿として、どのような人生の行動をとっていくのかといったときに、なかなか容易ならざる事態があったと。少子高齢化と国際化、あるいは情報化はこれまでメガトレンドの中で認識されておりました。しかしながら、それをショックを与えたのは、あの増田レポートだというふうに思っております。どの分野においてということが、それに派生した大臣も担当するような規模になってきたわけでありますので、やはり国民がひとしくそのことを認識して、どのようなやはり人生の総体が日本に与えていく原因となるのかと、同時にこれによって労働力率あるいは経済成長あるいは人生における働き方、人生は60、定年後もっと働ければもたないということまで含めたことに言及しているところであります。この衝撃といい

ますか、増田レポートの出した意味合いは非常に大きいという認識でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 我が西郷村においては、去年おとし、村長が2万人達成したと。

人口減どころか、西郷村においては、この発表された2013年以降、人口は減っていない、もしくは増えている状態で、特に生産人口においては増えているような状態です。しかし、今よく詳細して見てみますと、西郷も出産人口、出生数は現に小刻みながら減っておられます。こういう中で我が西郷村も、これからどういう立ち位置にいるかわかりませんが、まず村長が西郷村を、これは14番議員が第三次振興計画のときに質問をされましたが、どのような方向に向かっていくんだと、西郷村は。これは地方創生、これから私が質問していきますけれども、ここの中にも触れることでございますが、そういうものを踏まえまして、この増田レポートなるものをちょっと分析、自分なりにしてみたいと思っております。

まず、私が印象を受けたのは、今まで国、あと、こういう行政が将来予定をかけるとき、全てプラス思考でプラスに、予算編成から人口動態もプラスにしていく。今までは、それがないと政治家何やってるんだ、行政何やっているんだという、そういうものがあって、はじめてここにきて増田さんが正直に人口が減っているんだと、これを国民に知らしめたと思います。

現に西郷村でも、先ほどというか、3日前に西郷村地域創生総合戦略、これのまとめたものを出しておりますけれども、5年間で若干全てをプラスの方向に持っていくと、それを増田さんは正直に、これから減っていくと、どうするんですかという提言を出してくれたのかなと思っております。

ただ、この中で怖いのはドクトリンショック、これ聞き慣れない言葉なんですけれども、これを利用してどうも地方を逆に消滅に導いて、何か政府はよからぬというか、国民を何か別な方向に導いていくのかなという不安もございます。ショック・ドクトリンというのは危険や非常事態に便乗した改革、これを狙っているんじゃないかというのを言っている学者もおるわけでございます。そういうわけでございますから、この辺を留意して、この増田レポートなるものを見ていかなきゃならないと思っております。大変これ難しいことでちょっと休憩とっていただいていいですか。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時01分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

4番鈴木勝久君の一般質問を許します。4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 午前に引き続き一般質問をさせていただきます。

午前中、村長に増田レポートについて認識を確認したところでございます。その後、

自分でも指針を述べようと思いましたが、村長の認識があるということなので、そこを割愛させていただき、一般質問をまた進めさせていただきたいと思います。

それでは、予算編成につきまして、この総合戦略、地方創生についての認識でございますが、まち・ひと・しごと創生についての、まず大ざっぱな認識的な部分、これはどう認識されているか、そこからまず質問させていただきます。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 4番鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

まち・ひと・しごと創生の認識についてということでございますが、日本の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、2010年に1億2,806万人の人口が2048年には1億人を割り、2060年には8,674万人になるものと見込まれております。これは2010年より約4,100万人の減少となり、日本は今後50年間で約3分の1の人口が減ると予想されております。

国ではこうした状況を受け、ますます進む少子高齢化とそれがもたらす人口減少に歯どめをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、2014年11月、まち・ひと・しごと創生法を制定いたしました。そして、同年12月には、2060年に1億人の人口維持を目指した長期ビジョンと、そのための取り組みの方向性をまとめた総合戦略を閣議決定し、国を挙げてまち・ひと・しごと創生に取り組むため、都道府県、市区町村にも、地方版人口ビジョン総合戦略を策定することが努力義務とされたところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） それでは、今、我が国または我々に対して地方創生がなぜ必要なのかと、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

地方創生の必要性についてということでございますが、社人研による人口減少をご説明いたしましたが、人口が減少しても国民1人当たりの所得を維持することができれば、人口過密の問題も解消され、悪影響はないとの意見もございます。しかし、これからの人口減少は、人口構成の高齢化を伴い、働き手の減少が生じ、1人当たりの国民所得を低下させるおそれがあるとともに、社会保障費の増大等により働き手1人当たりの負担が増加し、勤労意欲にマイナスの影響を与えるおそれがございます。

また、地域によって人口推計は大きく異なり、地方から東京への若者流出が地方の人口減少に拍車をかけ、地方の活力低下や地域社会の維持自体が困難になりかねません。このため、国、地方ともに危機意識を共有しながら、人口減少克服と地方創生に全力で取り組む必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） それでは、必要性は理解したと思いますが、次に、それを実行に

移すために、実現するために何が必要か、その辺を詳しく説明していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

地方創生、確実に実現するための条件ということでございますが、従来の政策の弊害を排除し、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するためには5つの政策原則がございまして、1つは自主性、2つ目が将来性、3つ目が地域性、4つ目、直接性、5つ目、結果重視、この5つの政策原則に基づきつつ関連する施策を展開することで、地域創生が実現されていくものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 国はこれを実現するために、基本政策というか、基本目標を掲げていると思いますけれども、その説明もあわせてお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

国の基本目標ということでございますが、4点ございます。1つは、地方における安定した雇用を創出するということ、2つ目が地方への新しい人の流れをつくる、3つ目、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、4つ目が時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという4つの基本目標を設定しまして、地方におけるさまざまな政策による効果を集約し、人口減少の歯どめ、東京一極集中の是正を着実に進めていくということになっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） この基本目標によって我が西郷村も策定していくと思うんですけども、これは、これも3日前です、西郷村にも地方創生総合戦略についてということが冊子でまとめ上げられております。これを踏まえて西郷村も策定していくのだろうと思っておりますけれども、その作成に当たって、重要な部分というか、ポイントを教えていただきたいと思っておりますけれども、どのようなことに留意してこれを作成していくのか、よろしくをお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

策定に当たってのポイントということでございますが、政府のほうでは1つ、1番目に客観的な成果目標の設定、それから、PDCAサイクルの確立ということをおっしゃっております。それから、2つ目が住民・産官学労言の参画、地方議会のかかわり。3番目として施策の市町村間連携、都道府県と市町村の連携。この3点をポイントとして挙げてあります。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今聞き慣れない言葉が出てきました。産官学金労言ですか。これは産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成させるという意味の産官学金労言ということでございますね。それでは、西郷村もこの組織を入れて、また、地方議会とかかわって議会の協力も得ながら策定すると、こういう趣旨のものでございますと理解しました。また、広域に関しても連携を持つ、大変重要なポイントだと思っております。国はこの策定に当たって地方へどのような支援をしているか、その辺もお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

国の地方への支援ということでございますが、国は地方版総合戦略の策定に対して、1つは情報の支援、それから、2つ目が人的支援、3番目に財政支援、この3本柱に地方を支援するということになってございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） それの人的支援、財政支援と、何でしたか、あとは。（不規則発言あり）情報支援、これの内容とか具体的なやつは後で、具体的なやつはこの地方版には書いてあるでしょうか。（不規則発言あり）ない。資料はお持ちでございませうか。（不規則発言あり）そうですか。じゃ、具体的に今、情報支援と人的支援、財政支援とございましたが、後から、具体的にどのように支援なさるか、その辺については後で資料を請求いたします。

続きまして、地方版総合戦略の策定に当たり、創生本部事務局からの通知がございました。それで、そこには基本的な考え方、これを地方版総合戦略の策定に当たって基本的な考え方が掲げられていると思います。その中に我々議会と執行部がどのようにそこに関与されるか、そのことをもし、その基本的な考え方に書いてあるのを読んでもいただければと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

国が示しております基本的な考え方では、地方版総合戦略については議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても、策定段階や効果検証の段階において十分な審議を行うことが重要というふうに記載されております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） じゃ続きまして伺います。

政府が総合戦略で拠点都市を中心として、これは内容についてです、拠点都市を中心として、周辺市町村が連携して機能を補完する連携中枢都市圏構想を打ち出しております。具体的にはどのようなものか、また、総務省で今まで出していました地方中枢拠点都市構想とどのように違うのか、また、今までまたこれも出しております定住

自立圏プランとは、その辺の絡みでその内容をご説明いただけますか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

連携中枢都市圏構想でございますが、中心都市と周辺自治体が圏域を形成することで、医療、教育、福祉、先端産業などの機能を中心都市にできるだけ集約し、圏域全体の自治機能を維持することを目指すもので、総務省の地方中枢拠点都市圏構想との違いは、目的に若干の変更があったことのみで、内容についてはほぼ同じでございます。

定住自立圏構想は、地方における大幅な人口減少と少子高齢化の進行が見込まれる中、地方が安心して暮らせる地域を各地に形成し、都市圏から三大都市圏への人口流出を食い止め、地方における定住の受け皿を形成するものでございます。この定住自立圏形成に当たりましては、医療や買い物など、住民生活に必要な一定の集積があり、周辺の市町村の住民もその機能を活用するような都市が中心地となり、圏域全体において中心的な役割を担うとしております。その取り組み市町村に対しましては、国は特別地方交付税としまして、中心市に8,000万円、周辺市町村に1,500万円を上限に包括的な財政措置をするということになっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今のは大都市圏の問題だと思いますけれども、我々西郷村がここにかかわってくるのは中山間地の小さな拠点の推進、これだと思われましても、この小さな拠点の具体的な内容でございますが、これは国はどのように考えていらっしゃるのか、この事業を説明していただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

小さな拠点は、人口減少が進む過疎地域で住民サービス機能を一定エリアに集めると同時に、コミュニティーバスなどで周辺地域等をつなぐコンセプトでございます。村としましても、総合計画でコンパクトシティーの形成や地域公共交通網形成の計画づくりを計画しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ここに、やっと支援バス、コンパクトシティーを念頭に出てまいりました。この総合戦略、この中にも、以前私も質問しました、先日同僚議員も指摘した公共バスなんかも、この小さな拠点づくりの中に入っておると思っております。これも踏まえまして西郷の総合戦略、これを考えていっていただきたいなと思っております。

小さな拠点構想、これにそのコンパクト化という言葉がいっぱい出てきておりますが、これにはちょっと異論もあるところがありますけれども、1つわからないことがあります。このコンパクト・プラス・ネットワーク、これはどのようなことを、国土交通省が所管していると思うんですけれども、これは国土交通省はどのようにこのコンパクト・プラス・ネットワーク化というのを考えているか、説明していただ

れば、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

コンパクト・プラス・ネットワーク化についてのご質問ですが、コンパクト・プラス・ネットワーク化については、立地適正化計画におきまして、福祉、医療、商業などの機能を集約した都市誘導区域と、居住を誘導する居住誘導区域の2つのゾーンを設定いたします。これにコミュニティーバスなどの地域公共交通を重ねた考えを、コンパクト・プラス・ネットワーク化として国土交通省が主導しているものでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今までは、まち・ひと・しごと創生問題について細かく内容を聞いてまいりましたが、これの政策に当たって、まず、今まで見ていますと、常に国の予算を気にし、各自分のところの財政状況を気にし、村民の要望、村民の困った部分に対してなかなか、要望ですけれども、要望に対して、村がその実現に向けてなかなか実行できない。そういう中で国から尻をたたかれている状態で、この西郷村地方創生総合戦略を3月、今年度末につくりなさいという案で、今西郷村も着実に村民の西郷村のためになるような総合戦略をつくっている段階だとお聞きしました。

それには、実現するのに、まず、私も商売をしておりますが、経営的、商人的といえますか、行政もこれからはそういう経営的な要素を取り入れて運営をしていかなきゃならないのではないかと、ここの地方創生におきまして、民間を活用してこの総合戦略、立案していったらいいんじゃないかなと思っておりますけれども、その民間の活用についてどのようにお考えがあるか、お聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

民間活用についてでございますが、議員おただしのおり、単なる人口増加施策を講じるだけでは、財政が破綻してしまいます。財政問題なしに政策の検討はできないと考えております。

民間の活用についてですが、村としましては、民間に委ねた方がより効率的にサービスが提供できるものは、積極的に民営化や民間委託を実施して行きたいというふうと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 創意工夫して、よろしく願いいたします。

そのときの考えなんですけれども、常に計画を立てるとき、特に行政側は、最良のものを求めて村民に提起しておりますけれども、考え方としましては、いつもそれで一般村民の方は裏切られる、いいこと尽くしで結局何もやっていない。これが現実でございます。ですから、そのために最良の部分、その計画が最悪の部分と、この2つに分けて計画を立てていかないと、一般の企業の場合ですと最悪の場合、相当損失が

出るというのも覚悟でやる場合もありますので、その最悪の部分も全て計算に入れて実行していくのが一般企業の経営だと思っておりますけれども、この計画を立てるに当たって、そのようなお考えは持たれているか、また、そのような考えでやってほしいとは思いますが、その辺のことはどう考えているか、お聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

総合戦略策定に当たりまして、計画が達成される場合と達成しなかった場合の2つの計画を検討すべきではないかとのおたがしでございますが、基本的には、国の基本的な考え方に記載されておりますとおり、目標を掲げますので、人口増加につながる施策を総合戦略にまとめることとなります。計画どおりいかない場合につきましては、随時見直しということで取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 考え方にPDCA、それにのっとってやっていかれるんでしょうけれども、常に過去の今まで取り組んできた部分も考慮に入れて、思い切って、今までやってきたこととこれからやることをここで思い切って、政策を思い切ってこの際転換していく、そういうお考えでこのまち・ひと・しごと創生に、地方創生に向かっていていただきたいなと個人的には思っておりますが、その辺はいかがに村は考えていらっしゃるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

総合戦略につきましては現在まとめの、これからまとめていくということでございます。議員おたがしのとおり取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 運営というか、政策を実行するに当たりまして、先ほど申しましたように経営的な要素を入れて当たっていかなきゃ、村は事業をやっていく、運営していくに当たり、ちゃぼランドの問題もあります。今回のプールの問題もあります。このランニングコストというのを今、行政にも求められている時代だと思います。全て国が国費を投入するから何でも、特に箱ものをつくっちゃえと、とりあえずつくっちゃえと、国から金がもらえると、こういう発想で今までいて、とりあえず補助金出るものはやっちゃうか、しかし、その後、そこにはもろもろの経費がかかるわけでございます。

そうすると、公債を発行して、総務省に聞いて何%まで大丈夫ですか、次、補助金何々で対処しますよと、こういうのが今までのやり方だと思っておりました。しかし、これから本当に自治体が残っていく、独立してその自治体が本当にひとり歩きしていくのにはランニングコスト、これが非常に、ランニングコストというかそういう諸経費についても考えていかなきゃならない時期に来ていると思います。

一般家庭を見ましても、今収入が安定しないところで支出ばかり、お金ばかり使ったらその後どうなるんだと、一般家庭では考えられる話でございますが、行政になりますとその部分がすっぽ抜けてしまう、その危険性がございます。この考え、この計画にこの部分のランニングコストの部分を入れていただきたいと思っているんですけども、その財政負担含めてその辺はどのようなお考えでいるか、ご答弁ください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

従来の地方活性化を目的として組まれた政策の多くが、地方にとって大きな負担を残す結果になっているのではとのおただしでございますが、当然ながら事業を実施するに当たりましては運営方法、ランニングコスト等を検討し、無駄をなくして実施していくことが必要であると考えております。総合戦略においてもそのような考えで取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） そのようにお願いいたします。こういうプロジェクトを積み上げていくのには、本当に行政マンだけの感覚では非常に経営自体難しいと思います。ここで一番お金に厳しいのが金融機関でございます。そういう金融機関の知識、こういうものも非常に参考にしながら、身の丈に合ったといいますか、その自治体に合った予算編成に大切なのは、これは西郷は非常によくなさっておるようでございますが、健全財政、これが大変というか、基本の一つに予算編成に当たっては掲げなきゃならないところでございますが、西郷村はまだ財政力指数は本当に恵まれているか、今まで西郷村が何もしてこなかったか、先行投資をしてこなかったかわかりませんが、とりあえずその財政力指数、そこの分に関しては本当にすばらしい状態でございます。ただ、村民の負託によって何もしない、何も政策打てない、これが一番の悪でございます。ですから、もとい、1つ飛ばしてしまいました。金融機関の問題、ちょっと先走って一緒にしてしまいました。金融機関、これを利用してくださいということをお願いしながら、この金融機関のノウハウ、これを総合戦略の中に入れてほしいと、そういう考えで頑張してほしいと思います。

それでは、最後に村長、今まで担当課長がいろいろ答弁なさいました。これを踏まえまして、村長聞いている、踏まえまして西郷版地方創生総合戦略、どのようにつくっていったって、これをどのように利用して西郷の村民の福祉の役立てに使うか、意気込み、お考えを述べていただいて、私の質問の終わりにします。村長よろしく願います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） まとめの質問、まことにずっと19項目、今聞いておりまして、国の流れ、あるいは仕組み、そのことについてはご理解いただいたと思います。

事は、さっきの中央公論の3冊にまた戻りましょう。結局なぜ今こういうことかということに立ち返りますと、人口減少社会になると、前に出ましたが、年金がもたない。今の年金制度で20年いくとなると、消費税40%にならないと計算上もたない。

それを全部使っても。そういった計算が出たりして、やはり今のままではだめだと、では、どう対応するかというのは今度の問題でございます。当然これは出生数あるいは社会増減、自然増減、一緒に絡んできますので、それが各自治体、ひいては日本全体、どのような影響をもたらすかについては今お聞きしたとおりだと思っております。

では、どう対応するかということで、西郷村の今度は風土あるいは特徴、そういったものが出てくるというふうに思います。しかしながら、大体考え方は日本国中そんなに変わるところはない。日本が何千万人も人口が減ることになりますと、これは東京は特にひどい、今の合計特殊出生率。それから、西郷においてはということでありまして、それほどこの2.07を超えているわけではありませんので、これはやっぱり同じ隊列を組むべきだというふうに思っております。

1つは、やはり昨日おととい申し上げたとおり、今の人づくり、あるいは雇用の問題あるいは少子高齢化の人口増、この合計特殊出生率を上げていって、そして、西郷は今、住基台帳は2万人を超えて、今度の国勢調査でも2万人を超えるだろうということになります。しかし、ずっと精密に計算しますと、やはり減ってくる。これをどのように考えるかというふうになりますと、やはり西郷村の村民、また家族がよい人生を送れるかということで、もう1回見直してみる必要があるだろうと。

そこで、雇用あるいは子育て、あるいは教育、あるいはPPKといったものを同時やらないと、議員最後に財政問題ありましたですね、このまま何もしないでいくと日本はやはり活力を失っていく。それから、税収構造が減っていく、悪くなっていく。今の国債を発行してやっていくという事態が当然もたなくなる。財政再建も近々のことだ。これは日本の円の価値にも当然反映してくる。国際社会から見放される。いろんな問題がありますので、それをやはり改善していく、あるいは止める、あるいは少なくとも食い止めるぐらいの気持ちでやらなければだめだというふうに思っているのは、私一人ではありません。議員も同じ。

よって、財政との関係をうまく維持しながら、一回決めたことはなるべく変えないような方向で仕組みはつくっていききたい。そうしますと、安定的な構造になりますので、先ほど国保の資産割の話がありました。ああいったものについても、やはり全体的に影響が出てくるわけでありまして。やはり健全な財政を維持するための収入と、それから税収と、これを確保していくというふうになりますと、それを納める人の教育あるいは雇用の場あるいは納税者のパワー、こういったものが一番だろうと。当然それを拡大生産していく子どもたちの教育、世界に雄飛できる、あるいはそういった自立的な意欲を持ったよき社会人になれる教育だと。同時に、今度は人生は変わって、人のお世話にならなければならない時代が必ず来る。そのときにやはり健康長寿社会ができるような、やっぱりピンピンキラリも必要だと、そういったことを今考えているわけでありまして。

やはりそうしますと、産業論では1次、2次の今日いっぱい質問出ましたね、この産業のとかいろいろありますので、総合戦略というのはそういう意味だと、総合戦略とは。なかなか特化してこればかりというわけにはいきません。今の財政構造を見て

も、第1款議会費からずっと11の災害復旧まで、パラレルにあるわけでありませぬ。これがあるべく安定的に、あるいは増大しないように、義務的経費が増えないように、そして投資的部門の一般財源が増える。こういった観点で運営しなければなりませんので、これらのどの部分についてということの優劣はともかく、総合戦略として、今申し上げたようなことについてよくご意見をお聞きし、皆様のご提言を聞きながら、そして今度の総合戦略、平成28年度当初予算、今度1,000億円また積み増しするようでありますので、そういったものにどうかなっていくかについても、いろいろ西郷村独自のとなるか、あるいは力こぶを入れるべきなのかということをいろいろ考えながら、ご意見を聞きながら対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 村長のお話をお伺いしました。もうちょっと具体的なお話を聞きたいなと思っております。

まず、5年前の国勢調査の村政要覧、ここに西郷村が、福島県から見た西郷村、福島県から西郷村という部がございまして、59市町村がございまして。その中で西郷村が相当劣っているものがございまして。今読み上げます。農業世帯数比率59中53、1人当たりの財政規模、これが49番目。医療施設数、これが55番目。持ち家比率、これも54番目。都市公園面積1人当たり48番目。高等学校進学率、これがちょっとわからなかったんですけども50番目です。これら福島県内で見た5年前の統計でございますが、このように西郷は、財政力指数は高いにもかかわらず、他市町村より大変劣っている部分がございます。

私は、この部分を具体的に指し示して、村長にこの部分は特に今回の総合戦略の中に上げていただいて、国からの予算が獲得できないとしても、西郷村独自にこの弱い部分、これはどうにか形に持っていかなきゃいけないなと思っております。その辺について村長のご意見いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 持ち家比率とか、いろいろあります。やっぱり西郷村は、産業の就業構造を見ましても都市型になっております。これは会津、そのほかの同じ規模、例えば会津美里町が人口接近していますね、2万人。大体1,000人か2,000人の違いです。就業構造を見て、あるいは持ち家の比率を見ても、やはり都市型とそれとの差ははっきりしております。いずれの人生と申しますか、そういった比率がいいのかどうかということについても、やっぱり議論があると思いますが、なるべく富山とか北陸にあるような持ち家比率、それも蔵が建てられれば良いといった具体的な目標があればいいですね。

ただ、人生においては一地域居住のみならず、やはり転勤その他によって移動等が伴う職業がありますので、そういった部分からすると、やっぱり西郷は都市型といえますか、農村型よりも、そういう顔が出ているというふうに思っております。

それから、あと比率が低い、ほかのところも都市公園とかなんかもあります。これ

はやはり人口と、これから公園としてのもの、それは都市公園と、それから今度は自然公園がいろいろ出てきますので、やっぱり統計のとり方とかいったこともあると思いますが、しかし、比率は順位が高いほうがうれしいということもあります。同じ数字の中にはいっぱいそのほかにも項目があって、西郷村一番とかいうこともありますですね。いいところを伸ばして、悪いところとかいうか、努力すべきところは上げるといった方向で当然進んでいくべきだと思います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） これは一例で示したものでございます。なぜ言いましたかといいますと、村長、具体性がないんです。ここに来て何をやる。プールは実現したと思えますけれども、大変あれも先ほど申しましたようにランニングコスト、そこを計算しますと、年間2万人、経費が5,500万円、5,000万円と計算しますと、1人頭2,500円。これを村民の方に負担していただけるかというのと難しいです。だから、そこに企業の理論とかいうか、一般企業が入ると、大体お客さんは幾らで温水プール、プールを利用してくれるかというのと、お金の金額が出てきます。1,000円ぐらいだったらという人と、500円だったら行ってもいい、そういうお客さん、使う側、利用する目線に立たないとかいうものはうまくいかないし、その後、誘客するシステムだっているいろいろ考えなきゃならない、魅力あるのをつくらなきゃならない。そういう時代に来て、つくればいいという問題じゃなくなっているなど、そういうのは思っております。

ただ、やらないよりはやったほうがいいと私は思っております。ぜひともいろいろアイデア出して、せっかくのチャンス、村に強制的に総合戦略を出せと国がおっしゃっているからでございますから、ぜひとも総務省で出している、かわりあっているやつは1万2,000、このぐらいの数でいろいろやってくださいよ、村側出してくださいよと、アイデアを出してくださいよというのがあられるらしいんです。私はこれも読んだ話だからわからないんですが。ただ各省庁にまたがって、いろいろ予算を箇所付けすると聞いております。具体的にどういう方法で何をやりたいんだ、それを西郷独自で、西郷村にもありました第三次振興計画ございましたが、これを私たちにもわかりやすく説明していただき、この総合戦略にもまた一緒に入れていただいて、具体的にどうにしたいんだと方向付けから、また私たちも議会として協力できるところは一生懸命村民の福祉のために頑張りたいと思っておりますので、村長、自分だけで考えないで、私たち議会に協力を要請していただいて、お互いに助け合ってつくって、これが私の理想でございますので、ぜひともつんけんしないで、一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、村長いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） つんけんしないでは当然であります。やはりアイデアはいただいて、今のお話そのとおりでありますので、やはりちゃんと気をつけて、そして財政論、ランニングコスト当然です。今の国土交通省のその後はこれから修繕費のほうが多くなる、こういう話でございます。そういったことをおいて、減少しなければいいわけ

であります、実態としてそうはならんだろうというふうに思いますので、全力で立ち向かいたいと思いますので、またさらなるご提言よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 時間がありますが、これをもって一般質問とさせていただきます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時54分）